

平成 30 年 4 月 23 日

保 護 者 様

春日井市教育委員会

平成 30 年度学校給食費及び納期限（口座振替日）について（お知らせ）

日頃から学校給食について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度の学校給食費と納期限（口座振替日）を次のとおりお知らせいたしますので、期限内に納付してください。

（単位：円）

月分	納 期 限 (口座振替日)	給食供給 日数 (日)	小学校		中学校	
			単価	金額	単価	金額
4 月分	平成30年 5 月31日(木)	小 13 中 15	245	3,185	285	4,275
5 月分	平成30年 7 月 2 日(月)	21	245	5,145	285	5,985
6 月分	平成30年 7 月31日(火)	21	245	5,145	285	5,985
7 月分	平成30年 8 月31日(金)	13	245	3,185	285	3,705
9 月分	平成30年10月31日(水)	17	245	4,165	285	4,845
10月分	平成30年11月30日(金)	22	245	5,390	285	6,270
11月分	平成31年 1 月 4 日(金)	21	245	5,145	285	5,985
12月分	平成31年 1 月31日(木)	14	245	3,430	285	3,990
1 月分	平成31年 2 月28日(木)	17	245	4,165	285	4,845
2 月分	平成31年 4 月 1 日(月)	19	245	4,655	285	5,415
3 月分	平成31年 4 月30日(火)	13	245	3,185	285	3,705

※ 口座振替の場合：口座振替日の前日までに登録口座に入金してください。

※ 納付書払いの場合：別途送付する納付書により納期限までに納付してください。

【留意事項】

- 1 学校給食費は給食を供給した翌月の末日を期限として請求いたします。ただし、月末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- 2 口座振替の場合、市からの領収書は発行されません。通帳記帳により御確認ください。
- 3 上記の表中の金額は給食供給日数における最大の額であり、卒業や学校行事等により日数が増減になる場合は、実際に給食を供給した日数で計算されます。また、学校給食は3日前に食材を発注しますので、3日前（土日等の休日を除く。）の午前中までに休みの連絡がない場合は、給食費を請求させていただきます。
- 4 給食費と納期限は、毎月配布する献立表にも記載しています。
- 5 経済的な理由によって市立小中学校への就学が困難な場合、学校給食費や学用品費など学校で必要な費用の一部を援助する制度（就学援助）がございます。
- 6 児童手当の額から、学校給食費に充てることも可能ですので御希望の方は学校給食課にお問い合わせください。

問い合わせ先 春日井市教育委員会学校給食課

電話 0568-85-6341